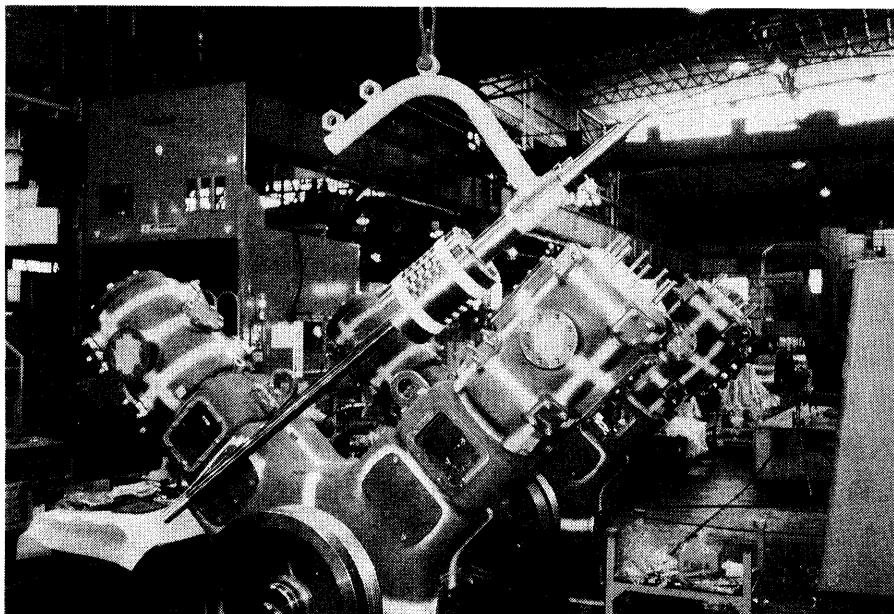


関西労災職業病

関西労働者安全センター

1999.7.10発行〈通巻第285号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



●地域の労働安全衛生活動が労災防止を推進する
注目される連合5ヵ年プラン……………2

●職場改善事例しようかい その6 金属機械労組加地テック支部…7

●ダイオキシンのお話 そのII……………11

●前線から(ニュース)……………15

ハツリ作業労働者のじん肺で労災支給決定 大阪／大阪労基局に対して要請、交渉申し入れ 大阪／連合大阪が各地域協で労働安全衛生学習交流会 大阪／雇用によらない就業時の安全とは 大阪シルバー人材センター協が安全研修会 大阪／健康に働く知識と方法 安全センター講座始まる 大阪／外国人労働者の労災解雇で団体交渉 なにわユニオン 平野

6月の新聞記事から／19
表紙／独創的な治具でコンプレッサーを組み付ける(改善事例P9より)

地域の労働安全衛生活動が労災防止を推進する 注目される連合5カ年プラン

相変わらずの小規模事業場の災害多発

中小企業で発生する労働災害の労働災害全体に占める割合は、きわめて高い。全体の約8割が100人未満規模の事業場で発生しており、死亡災害では9割が同じく100人未満規模の事業場で発生している。製造業の労働災害発生率を調べてみると、1000人以上規模の大企業にくらべ、50人未満規模の事業場は約17倍になる。

現在進行中の、労働省による「第9次労働災害防止計画」でもこのことは指摘され、中小企業において「労働災害防止措置の履行確保を図るとともに、中小企業の自主的な努力や集団的な取組を促進するなど適切な支援を実施する。」とし、いくつかの支援策が展開されているところである。小規模事業場集団の労働安全衛生活動に対する援助事業や、設備改善の融資制度、また産業医の共同選任への援助制度などが実施されている。

また、50人未満の産業医選任義務がない小規模事業場を対象とした、地域産業保健センターは、すでに全国の労働基準監督

署ごとに設置された。地域で中小事業場により近いところで、出かけていく労働安全衛生対策として期待感を持たせるものである。

行政ベースの対策の限界

しかし、行政ベースでの上からの中小企業の労働安全衛生対策は、おのずと限界がある。地域産業保健センターも、地域医師会に業務委託され運営されはするものの、運営の実質は事務局機能を担う担当者の熱意に左右されることになる。実際、活動が順調に進んでいるセンターで、地域の経営者団体や事業組合などに働きかけて、健康相談の業務などを少しずつ進めるというのが実情のようである。

中小企業の労働安全衛生対策では、地域での取り組みが不可欠だが、そこには働く側のネットワークがどう関わるのかが一つの鍵となる。地域の労働組合が運営に参加し、労働者の横のつながりを活かした取り組みによって、新たな展開も可能であるといえる。たとえば労働災害防止指導員制度は、1965年に始まって以降、全国に15

00人の非常勤の指導員が選任され、主に管轄区域の中小事業場の指導業務を行っているが、そのうち労働組合推薦で選任されている指導員は、地域での労働組合のネットワーク機能を働かせて、地域産業保健センターなどの施策と連携することによって、新たな可能性も開きうると考えることができる。

小規模事業場の労働安全衛生対策の豊富化を

また、中小事業場の労働安全衛生対策の現場の手法として何が有効かということが問題となる。労働安全衛生法体系の法規による規制を中心とした取り締り、危険予知訓練、4S運動など、それぞれの取り組みはそれなりに成果を表すが、中小事業場では消極的に考えられ、たとえ経営の最高責任者の意思がしっかりとしていたとしても、上からの対策の域を出ないものとなってしまう。ある意味ではこれが労災防止の妨げとなっていたともいえる。

問題は、こうした事業場で労働者が職場改善を、いかに自らの取り組みとして実現できるかということにある。ISOの品質保証や環境の国際規格の認証システムが最近注目され、労働安全衛生でも標準化の国際的動向が話題となっている。この動きを取り入れたものとして、労働省はこの4月30日に「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を告示出した。指針の内容は、「計画—実行—評価—改善」の過程をシステムとして職場の労働安全衛生活動

に取り入れるというものが、中小の職場でこそ職場の危険要因を抽出し、評価し、改善へつなげるこのようなシステムを取り入れる必要性があるといえよう。もっとも労働省の指針は、あくまでも労働安全衛生法の規制を元にした評価をするシステムだが、その基本でとなるはずの職場の危険要因を特定し、リスクを評価する方法は有効なものとなるだろう。

ただし、中小の職場でこのような職場のリスクを評価する取り組みを実現するには、地域での分かりやすさと労働者と経営者にとって実施への誘因となるような仕掛けを準備する必要があるかも知れない。いずれにしろ中小企業の労働者自身が自らの職場の危険要因について、いつも発言し、改善へつなげる活動を自然に進められるような状況作りをするために、これまでの法律準拠型の対策から一步踏み出た手法が求められているといえる。

地域の労働者側のネットワークで災害防止を

このように考えると、いま労働組合の連合がその策定を進めている「中小職場の労働安全衛生向上に向けた5カ年計画(案)」(連合5カ年プラン)は興味深いものとなっている。

連合は7年前から「全国セーフティネットワーク会議」を毎年開催し、各地方連合の安全衛生活動の交流などを行い、全国を9に分けたブロックごとの会議も3年前から開催し、運動の拡大を図ってきている。この

5カ年プランでは、中小企業対策に焦点をしほり、地方連合会レベルでの取り組み強化も掲げ、そのために中央での健康安全センターの設立検討とともに、地方連合会でも条件が整ったところから設置することを方針化している。

地方ごとの活動レベルの格差はあるが、このプランにしたがって地方連合が地域ごとのネットワークを活発化する労働安全衛生活動を展開するならば、地域における中小企業対策は大いに進む可能性がある。連合大阪では、労災防止指導員の交流連携とともに、地域協議会での労働安全衛生研修・交流会の取り組みを進めつつあり、地域展開の端緒をつかむ状況になっている。(「前線から」参照)

地域における働く側からの労働安全衛生運動の推進のためには、コーディネート役としての労働組合の地域連合組織の役割は重要な役割を果たすことは明らかで、今後の連合の取り組みが大いに注目されるところである。

【資料】

中小職場の労働安全衛生向上に向けた5カ年計画

1. 計画の基本的考え方

連合は労働安全衛生環境指針(1993年)と年次活動計画(1995年から開始)により、全国的な労働安全対策活動を行ってきた。運動は成果を上げつつ前進しているものの、大企業と中小企業の労働災害や職業病の発生件数の大

きな格差に示されるように、特に、50人以下の小規模事業所の安全衛生対策の強化が重要な課題になっている。

この問題の解決なくしては労働安全衛生運動の発展はあり得ないとの視点から、組合のない事業所も含めた中小企業職場の安全衛生対策の強化・発展をめざす運動を、連合運動の一環として取り組む。連合と構成組織、加盟組合、地方連合会、地域協議会がそれぞれの運動をネットワークして、目標の達成をめざす。

2. 中小企業職場の現状と問題点

中小企業と大企業を比較した場合、安全衛生対策上の状況は次のような大きな格差がある。

- ① 労働災害の発生率は従業員1000人以上と比較し50人未満では約17倍のぼる。また、健康問題が3割増、じん肺などの職業病が多発している。
- ② 労働安全衛生法は職場に労使代表による安全衛生委員会の設置や産業医の選任などを義務づけているが、これは50人以上の企業に限定されている。このため、全職場の7割以上を占める49人以下の企業の労働者は、安全衛生対策上、法のワク外におかれている。
- ③ 中小企業の労働安全衛生対策費は、大企業と比較しても8~10分の1であり、安全衛生対策の取り組みや位置づけなど、人員配置や施設面からも大企業との格差が大きい。
- ④ 中小企業職場では労働組合が大企業に比べて圧倒的に少ないため、労使交渉による安全衛生関連の労働協約や労使協定が少なく、職場改善や労災防止に対する認識が欠如するなど、問題が生じている。
- ⑤ 地域の中小事業所の安全衛生を改善するために設置された労使による労災防止

指導員の制度や、地域産業保健センターも十分活用されていない実態にある。

また、各構成組織や地方連合会の活動状況を点検してみると、運動の背景などにより取り組みの差も大きい。例えば、

- ① 中小職場に安全衛生対策の委員会や協議会が未設置のところが多い。
- ② 構成組織や地方連合会に健康安全センターなどを設置しているところと未設置のところ
- ③ 構成組織や県単位などで、セーフティネットワーク会議を定期的に開催しているところといないところ
- ④ 安全衛生問題の情報の情報の提供や相談窓口の有無
- ⑤ 安全衛生の担当者や専門家養成のための研修コースなどの開設の有無などの活動の取り組みの差がみられる。

3.「5カ年計画」の取り組み課題と運動の展開方法

以上のような安全衛生対策の課題や運動の取り組みの違いを考慮し、以下のような取り組みを積極的に進める。

(1) 労働安全衛生管理の強化・・・(連合本部と構成組織・地方連合会の取り組み)

中小職場の労務管理の総合的な改善をはかる中で、労働安全衛生法の周知徹底はもとより、労使協議を通じて労働安全衛生委員会(協議会)の設置など、労働安全衛生管理体制の強化と、行政の支援体制を確立する。

(2) 労働災害、職業病予防対策の推進・・・(連合本部と構成組織・地方連合会の取り組み)

労災・職業病予防について、産業・企業、地域での状況を調査し、労働安全衛生委員会の活

性化、労使協議の充実強化などを通じて現状の改善をはかる。

(3) 労働安全衛生法の改正・・・(連合の政策要求で要請行動として取り組む)

労働安全衛生法を改正し、中小職場の安全管理体制の基盤を強め、労働安全衛生委員会や産業医などの企業規模格差を是正する。

(4) 労災防止指導員制度の改革・・・(連合の政策要求で要請行動として取り組む)

未組織を含む地域の安全衛生対策を推進するため、労災防止指導員制度が十分に機能するよう、制度とその運用の改革を行う。

(5) 産業保健センターの拡充・・・(連合の政策要求で要請行動として取り組む)

地域の産業保健センターの拡充ならびに有効な活用を求めるとともに、地域センターへの労働者代表参加を実現する。産業医の地域での共同選任を推進する。

(6) 中小企業労働者福祉サービスセンターの拡充・・・(連合の政策要求で要請行動として取り組む)

市および市町村が設立する中小企業労働者福祉サービスセンターの機能と役割を強化し、労働安全衛生法の周知徹底や安全管理体制の確立、健康診断の事後措置や人間ドックなど健康の維持・増進事業の拡大をはかる。

(7) 労働協約の改善

中小職場の労働安全衛生の改善に向け、労働協約の抜本的な見直しを進める。

(8) 長時間労働の是正と労働条件の改善・・・(連合の政策要求で要請行動として取り組む)

中小職場にみられる4,000時間を越えるような長時間労働を早急に是正し、労働条件の改善、健康・安全の確保をはかる。

(9) 国際交流・連携の推進・・・(ILO、産業別、姉妹都市間など連合本部、構成組織、地

方連合会で取り組む)

労働安全衛生における中小職場の改善は、国際的な課題であり、国際機関や海外労組の諸活動との交流・連携を通じ、わが国での対策の参考とする。

(10) 安全衛生委員会の設置・・・(連合本部と構成組織・地方連合会の取り組み)

すべての職場から、安全衛生委員会の未設置をなくし、労働安全衛生対策運動の推進母体を確立する。

(11) セイフティネットワーク会議の開催...

(連合本部と構成組織・地方連合会の取り組み)

構成組織及び地方連合会は、労働安全衛生担当者を集めたセイフティネットワーク会議を定期的に開催し、全国ネットワーク体制を確立する。

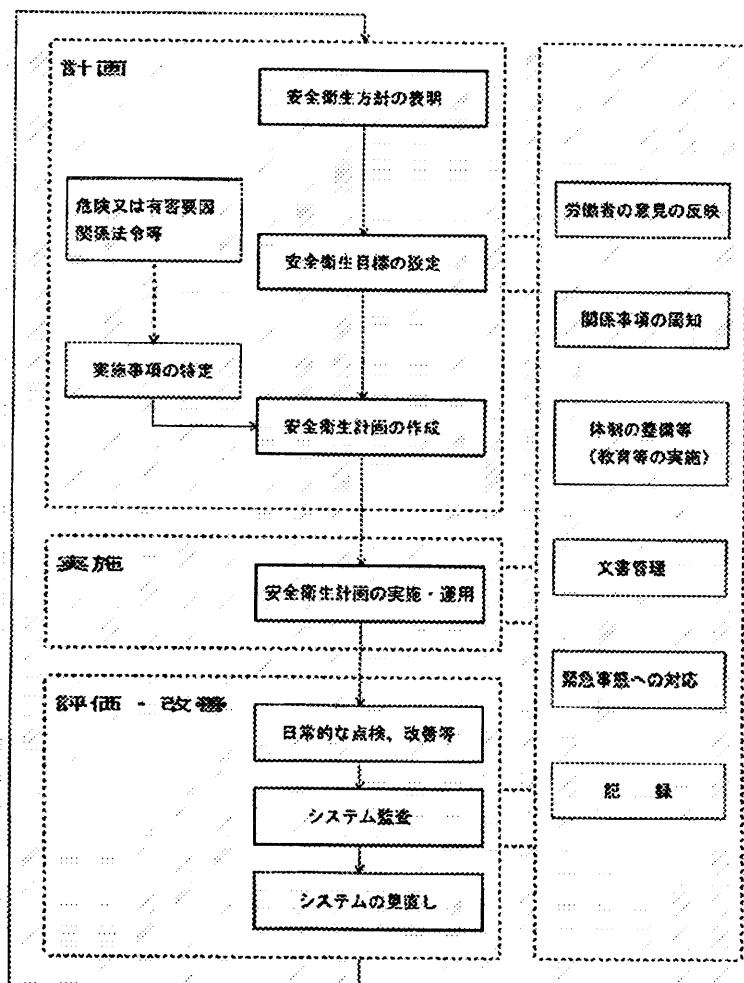
(12) 健康安全センターの設立(情報提供・相談窓口の設置、担当者育成研修制度の開設)・・・(連合本部と構成組織・地方連合会の取り組み)

連合本部と構成組織、地方連合会は、労働安全衛生対策運動の発信基地であり、ネットワークの事務局機能、調査研究と研修機関などの機能を持つ「健康安全センター」の設立を検討する。設立準備委員会などで、人員や財政などの課題を計画的にクリアしながら

ら、条件が整ったところからセンターを設置する。

上記は、それぞれの課題と目標、その課題解決の運動主体を明記した。以上の諸課題は、1999年度(1999年7月)を開始年度として、2003年度(2004年6月)までの「5ヵ年計画」とする。毎年、キャンペーンのテーマを掲げ、その年の中心課題とする。

《以下省略》



安全衛生マネージメントシステム概要図

職場改善事例しようかいその6

金属機械労組加地テック支部

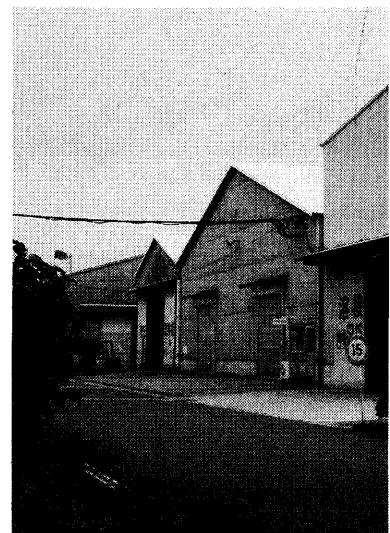
コンプレッサー、産業機械、鋳造、溶接と4部門で製品を生産する(株)加地テック。組合員も総勢172人。安全衛生対策にも力を入れて取り組んでいる。構内では、工場設備などの大規模な改善から作業者が現場で工夫を凝らした小さな改善まであちこちに見つけることができる。山條執行委員長、金田執行委員に案内していただいた。

○暑さ対策

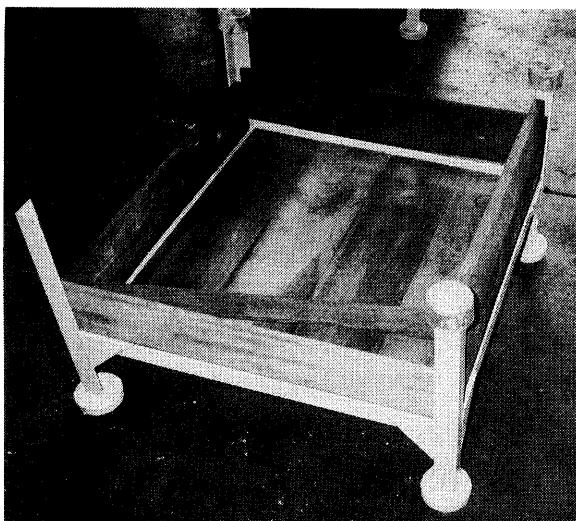
比較的屋根の低い建て屋では、夏場など蒸し暑さで作業環境が悪くなりがち。そのため、屋根に断熱塗料を塗る改善を行った。(写真1)塗料によって建て屋内に伝わる熱量が減られされ、3、4度室温が下がった。

○ぶつけ防止カバー

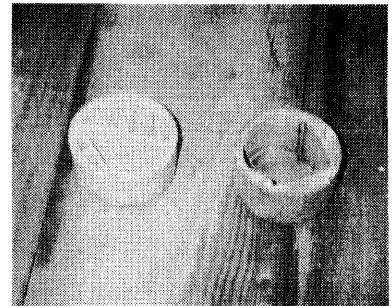
組立作業の工具や部品を置くのに四角い台(パレット)を使用(次ページの写真2)。パレットの上に別のパレットを重ねて、まるで棚のようにして使用したりしている。パレットの4本の鉄の柱の先端で、うっかりけがをしないように鉄や、プラスティックでキャップを作成した。(次ページの写真2・3)



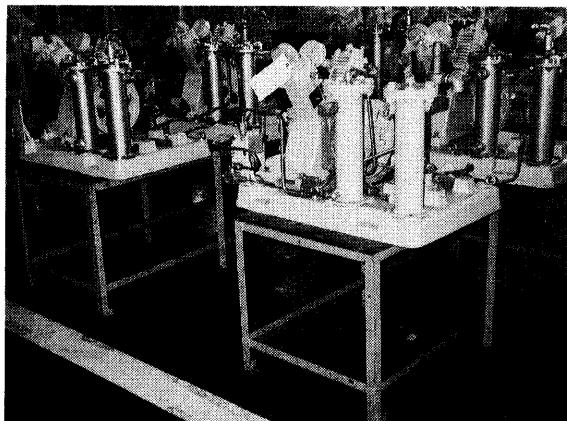
(写真1) 屋根に白い断熱塗料
が見える



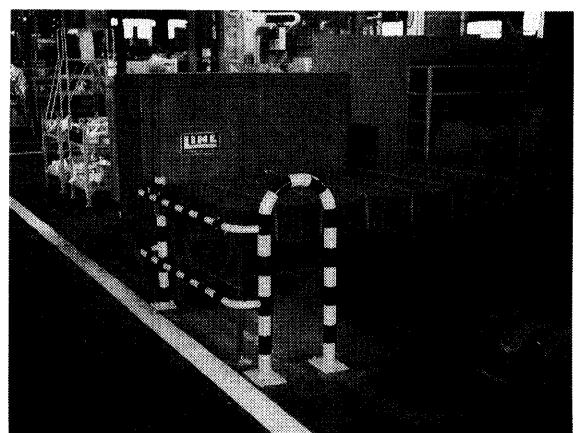
(写真2) キャップをつけたパレット



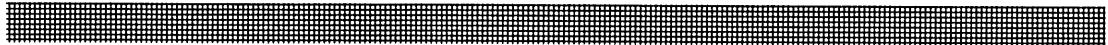
(写真3) 左はプラスティック製、右は鉄製のキャップ



(写真4) 腰痛対策の作業台・小型のコンプレッサーの組立はこの上で



(写真5) クレーラー(平削り盤)にテーブルガイドをもつけた



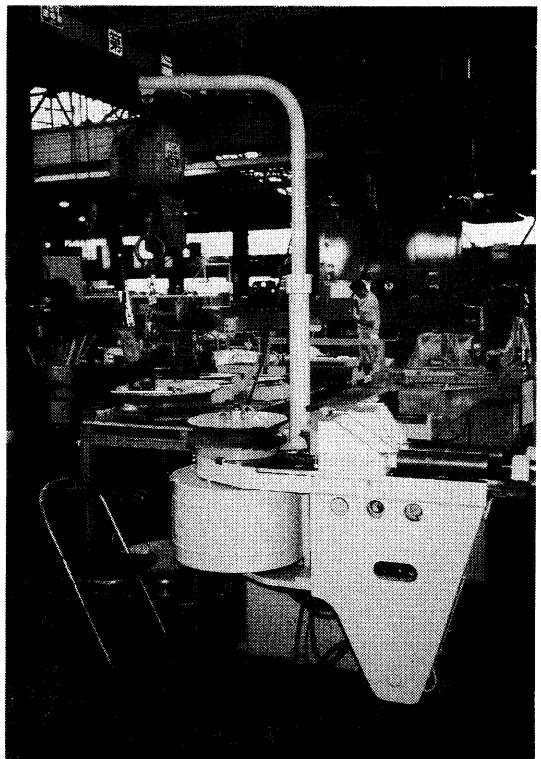
○ホイストの改善

重いが大型でない部品を持ち上げたり少し動かすのにも天井に設置したホイストを使用していたが、作業台横に柱を立ててクレーンを設置するように改善した。(写真6)柱が回転し、部品を下ろしたい位置に簡単にあわせられ、安全に移動させられるようになった。

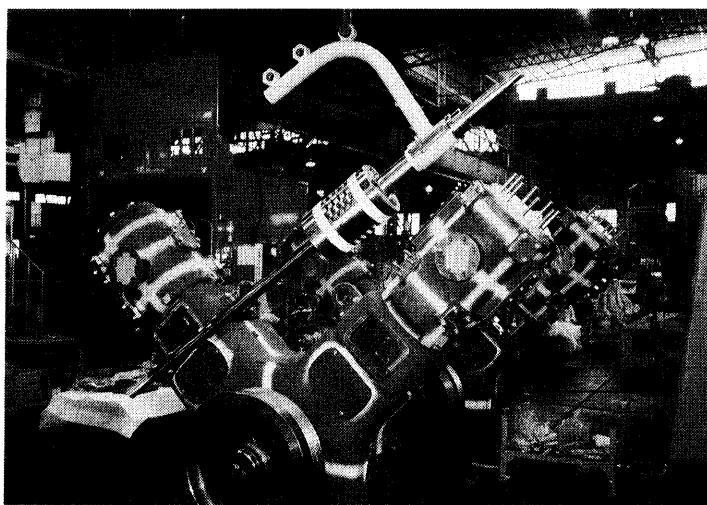
○独創的な発想のユニークな治具

コンプレッサーの組み立て作業では様々な工夫がみられる。

部品は常に縦か横に取り付けるとは限らず、例えばコンプレッサーのピストンは斜めに挿入する。クレーンで垂直に持ち上げた重いピストンを手などを添えて斜めにして入れるのは難しく、骨の折れる作業であるので、ピストンをつり下げる治具を工夫して、最初から



(写真6) 回転式のクレーン



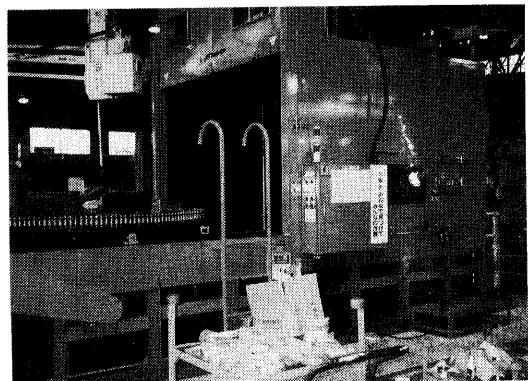
(写真7) ピストンとコンプレッサーの角度はぴったり

斜めに角度をつけて持ち上げられるようにした。(写真7)の中央のピストンの上部に取り付けられた白いL字型のものが治具で、後ろにあるコンプレッサーの右に斜めいでいる筒の中央に挿入する。治具の輪は3カ所ありどこに掛けるかによって角度が変えられる。このように工夫された治具はいくつもある。

○有機溶剤を使わずに安全に

水性洗浄機で有機溶剤を使わずに湯で部品などの洗浄をおこなう。(写真8)

部品を熱で膨張させる作業で穴側は温風器(写真9)、冷却する軸側には炭酸ガス(写真10)を使用し、焼嵌(やきばめ)作業をおこなう。



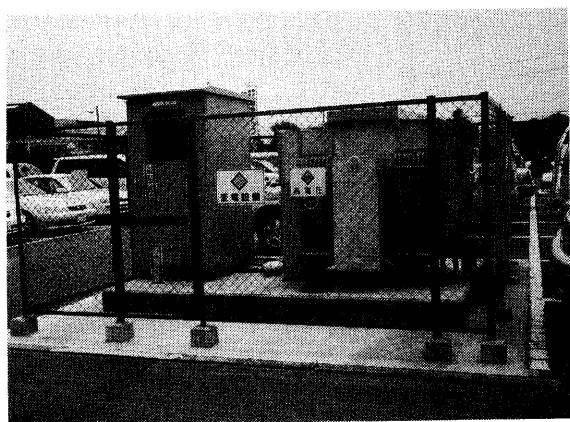
(写真8) 水性洗浄機



(写真9) 温風器



(写真10) 冷却用炭酸ガス



(写真11) 変電設備の周りに金網をもつけ危険を防止。

コンプレッサーの組み立て作業など、様々な機械や工具を使った作業が主で、その中にいろいろ工夫されており、興味深く拝見しました。また、廃水の油水分離器など環境対策もなされています。熱心な取り組みにより、かなり快適な職場が実現されていて、今後の活躍も期待されます。取材協力有り難うございました。

取材・文責：田島陽子（事務局）

ダイオキシンのお話

中地重晴（環境監視研究所）

中地重晴

前号の訂正

前回11ページ左段の最後のほうに、「開放型の冷却塔が大阪府に集中している理由に大阪府が補助金を付けていたいたため」と、書きましたが自治労府職の末田さんより、条例で設置を義務付けられていたが、府では維持費用の補助はしていたが、設備に対しての補助金はだしていなかったというご指摘をいただきましたので、訂正いたします。

結果的には大阪府に同様の施設が集中することになったわけです。そのため、豊能美化センターと同じ開放型の冷却塔のある施設の調査が実施され、森之宮工場の施設内で高濃度のダイオキシン類が検出されています。

焼却灰のダイオキシン類汚染は広がる一方

先週和歌山県の吉備町にある有田周辺広域圏事務組合環境センターの環境調査結果について、住民の方の学習会に参加しました。今春から新しい焼却炉が稼動しているのですが、

それまで稼動していた焼却炉の周辺で土壤中などのダイオキシン類濃度を調べたところ最高 8600pg-TEQ/g のダイオキシン類が検出されました。また、施設の洗浄水が流れ込む排水ピットの底質から 5100pg-TEQ/g が検出されています。明かに焼却灰等をト

ラックで搬出する際にこぼれた灰による土壤汚染です。問題なのは飛灰中のダイオキシン類濃度は 26～89ng/g と公表しているのですが、焼却灰中の濃度を公表していないために評価できることです。このセンターでは排ガス中のダイオキシン類濃度を測定して、80ng/?という閉鎖基準を超えたことがあるようです。厚生省の今までの発表では焼却灰中のダイオキシン濃度は平均で約 300pg-TEQ/g から考えると、焼却炉の運転状況が悪く、不完全燃焼によりかなり高濃度の焼却灰が生成したと考えざるを得ません。各地で調べてみれば、灰の飛散によってダイオキシン類が土壤中から高濃度に飛散

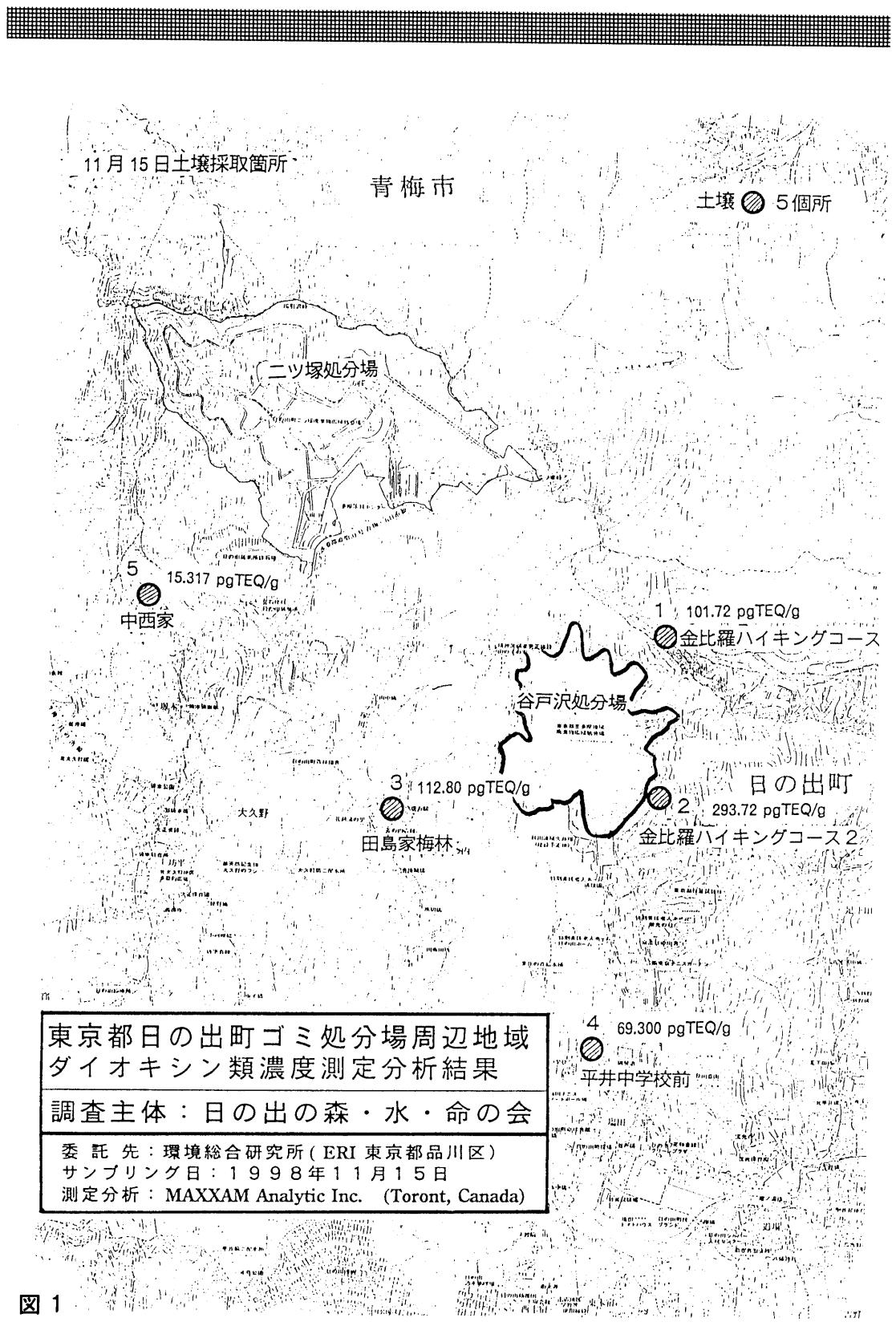


図 1



する可能性があることは確かです。

この問題での教訓はダイオキシン類の排ガス測定を実施した際、一般的には飛灰と焼却灰を同時に採取して、ダイオキシン類濃度を測定しているのに、一部のデータしか公表しないと住民から不信の目で見られる可能性が高いことです。

今後は測定データの情報公開をする際にはすべてのデータを公開させることが大切だと思いました。

最終処分場からのダイオキシン類汚染

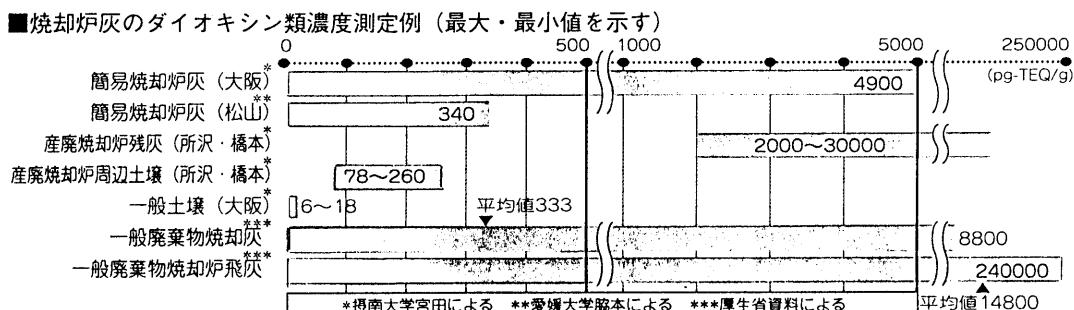
焼却灰が埋立てられている最終処分場周辺でも灰の飛散の可能性はあるわけで、図に示すとおり、昨年11月に東京都日の出町の最終処分場周辺で土壤中のダイオキシン類濃度を測定したところ、最高294pg-TEQ/gのダイオキシン類を検出しました。日の出町は多摩山系の上り口にあるところで、環境総合研究所の大気拡散シミュレーションによっても投棄された灰の飛散の可能性が指摘されていました。今回、地元の住民団

体の要請で土壤のサンプリングを小生が行ない、環境総合研究所を通じてカナダのMAXXAMという分析センターで測定した所、図1のような結果が出ました。谷戸沢処分場は三多摩地区の一般廃棄物の最終処分場として焼却灰と不燃物が埋立てられていたのですが、プラスチック類は焼却せずに不燃物として埋立てられており、92年に遮水シートが破損して地下水汚染を起こしている可能性が当研究所の調査で指摘された因縁のある処分場です。

地下水汚染の問題は当初、プラスチック難燃剤が高濃度に検出されたのですが、その後日本環境学会の研究者が継続して調査し、重金属や界面活性剤による汚染など実体把握が行なわれています。

また、この5月には福島県小野町にある民間の一般廃棄物最終処分場の土壤調査に参加しました。こちらのほうは最終処分場周辺土壤のダイオキシン類濃度はそれほど高くなかったのですが、埋立てられていた焼却灰から42000pg-TEQ/gという高濃度のダイオキシン類を検出しました。廃棄物処理法上、飛灰は高濃度の重金属を含むことから

図 2



コンクリート固化するなどの飛散防止を行なった上で、埋立てなければいけないことになっています。

ところが、今回の結果からすれば焼却灰なのか飛灰が混ざっているのか投棄されてしまうではよくわかりません。今でも、焼却灰と飛灰が混合して埋立てられていると考えざるを得ないのですが、それにしても検出された濃度は、今まで報告されている飛灰

中の濃度としてもかなりの高濃度です。図2に今まで報告されている焼却灰などの濃度を示します。作成したのが昨年初めでこの1年の間に多くの報告がありましたから、改訂版を作成する必要がありますが、とにかく、小型焼却炉も含め焼却灰はダイオキシン類で汚染されていると肝に銘ずる必要があります。

(つづく)

心からだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35 疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための情報や工夫・知恵を満載

- ◆ユーザーのためのチェックポイント 35
- ◆メーカーへの10の注文
- ◆HO(ホームオフィス)への5つの提案
- ◆学校教育への5つの応用
- ◆こどもへの7つの注意

[著者] 酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 2ビル5階

TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881

E-mail : joshrc@jca.ax.apc.org

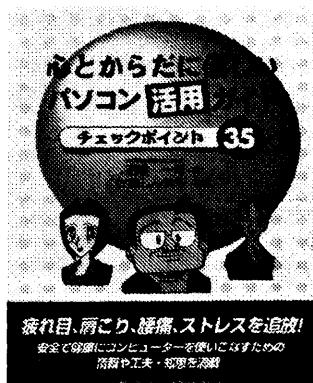
<http://www.jca.ax.apc.org/joshrc/>

[ご注文・お問い合わせ先:書店でも求めできます]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528



A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円
(送料別)

前線から

ハツリ作業労働者のじん肺で 労災支給決定

大阪

建設現場でコンクリートなどのハツリ作業に37年間従事してきたAさんは、今年4月末に「管理3口（続発性気管支炎、要療養）」のじん肺管理区分決定を受け、最終粉じん職場を管轄する北大阪労基署に療養補償、休業補償の請求を行っていたところ、7月2日に支給決定となった。2月に管理区分申請をしてから5ヶ月を要した。

Aさんは、最近の健康診断でもじん肺を指摘されていて、咳、痰、息切れも強くなってきていた。しかし、これまで一度も管理区分申請をしたことなく、今回がはじめての申請となつた。昨年、安全センターが実施したじん肺ホットラインに相談してきたBさんの知り合いとして来所されことがはじまりだつた。

ハツリ労働者は零細な親方に所属し、非常に多くの建設、解体工事現場に従事しており、身分もきわめて不安定である。そのため、粉じん対策も不十分で相当数の労働者がじん肺に罹患しているとみられる。Aさんのような比較的古い時代からの方たちにこうした傾向は強い。

しかし、解雇の現実的不安から、現役で働くうちにじん肺管理区分申請をするこのメリットをほとんど感じないこと、じん肺の知識もほとんど与えられていないためこれを知らないことが原因で、Aさんのように働けなくなつてはじめて何とかしようとなるのが実態である。また、知らないまま何らの救済も受けていない労働者もかなりいるようである。

比較的早期に労災支給決

定がなされる思われたが意外に時間がかかった。これは、当初最終粉じん職場と考えられた大東市内のゼネコンの樋口組が「じん作業と違う」と強行に主張し、労基署もこれに弱腰になり最終粉じん職場を変更したためであった。安全センターとしてはあくまで樋口組であると主張したが、最終的には守口市内のK工業の現場が最終粉じん職場と認定された。ただこれによってAさんの経済的不利益はなかった。

Aさんは事業主証明を求めただけで樋口組はAさんが雇われていたハツリの親方、その上のトビ工事業者に「出入り差し止めだ」などと圧力をかけ、それらがAさんに文句を言ってくるなどAさんはいわれのない迷惑を被ることになった。

こうしたじん肺をめぐる元請、下請業者の無理解と問題行動が被災者救済、安全衛生対策の障害になっていることが痛感された。

大阪労基局に対して要請、交渉申し入れ

大 阪

安全センターは6月23日付で大阪労働基準局長宛に、労働衛生、労災補償など日頃から問題となる点について総括的な要請書を提出し、交渉を申し入れた。8月上旬から中旬に交渉がもたれる予定である。

要請並びに質問事項は、44項目。【全般的な事項】として、労災隠し、労基法

19条（解雇制限違反）、情報公開について。【労働安全衛生関係】として、安全衛生統計、中小企業集団安全衛生活動促進事業、地域産業保健、労働者死傷病報告、ダイオキシン対策について。【労災補償関係】として労災統計、じん肺・アスベスト、労災被災者の権利保護、職場復帰、通院費、アフターケア、時効、

未加入時の迅速処理・支払遅延対策について。【外国人関係】として労災統計、技能実習生問題、通訳、外国人被災者の権利保護などを取り上げた。

要請事項は、起案、集約の段階から関係団体の意見をできるだけききながらまとめた。いずれも重要な課題であり、事務折衝も含めて、申し入れ、交渉を少しでも実のあるものにしていきたいと考えている。多くのみなさんの注目を訴えます。

連合大阪が各地域協で労働安全衛生学習交流会

大 阪

連合大阪はこの7~8月、府下7つの地域協議会ごとに「労働安全衛生学習交流会」を開催、地域ごとに労働組合の横の連携による安全衛生活動の促進を目指している。

連合大阪では、これまで労働安全衛生対策会議を開催し、労働基準監督署ごとに選任されている労災防止指導員の連絡会議などの活動を進めてきた。しかし、中小企業の安全衛生対策に

ついては、労働省の施策として監督署ごとにすでに設置されている地域産業保健センターの活動をはじめとした最近の動向を含め、地域ごとの取り組みを強化していくことが求められるようになっている。

また、連合に加盟する労組の個々の職場の安全衛生対策については、大幅な取り組みの格差がみられるが、業種をこえて、安全衛生対策担当者の地域にあけ

る交流を進めることによって、活動の強化を図ることができる。とりわけ「労働安全衛生マネジメントシステム」が労働省施策として出されたいま、地域での自主対応型労働安全衛生活動の活性化が期待されるところだ。

学習交流会は、7月16日の北大阪をはじめとして、順次開催される。これを機に、地域の労働安全衛生ネットワークを形成し、未組織労働者を含む労働者側からの活発な労働安全衛生活動の推進が期待されるところだ。

雇用によらない就業時の安全とは 大阪シルバー人材センター協が 安全研修会

大阪

7月22日、(社)大阪府シルバー人材センター協議会は、各シルバー人材センター役員を対象とした安全対策の研修会を開催した。

シルバー人材センターは現在大阪府下で33市36団体あり、それ以外に国の補助対象とはなっていない5団体をあわせれば、41団体を数えるようになっている。会員数は3万7千人を数え、どんどん増加傾向にある。

働くことを通じ、生きがいをもって健康的に社会参加を希望する高年齢者に、臨時的、短期的な就業機会

を確保し、組織的に提供することをその活動とするシルバーは、法律で位置付けられるようになってからすでに20年以上になっており、社会的に認められる存在となってきた。しかし、雇用によらないという、産業社会から見れば特異な存在であるだけに、その運営については、常に議論を呼んできた。

特に安全問題では、実際に災害が発生したときに、法律の建前の上では、労災保険の適用がなく、就業実態が問われることになる。

協働、共助の仕事における

安全の取り組み、産業社会の論理とは別のところにおける安全活動として独自の取り組みが望まれるところで今後が注目されるところだ。

この日の研修会では、前半で交通安全研修会を行ったあと、センターの西野が「高年齢者の仕事と安全」と題して講演を行った。シルバーの災害事例をみると型別では「転倒」が40%と最も多く、高年齢者の特徴を示しており、仕事が臨時的、短期的であることから、就業帰宅途上(雇用炉では通勤途上)の占める割合が多い。大阪シルバー人材センター協議会の今後の安全活動が期待される。

健康に働く知識と方法

安全センター講座始まる

大阪

関西労働者安全センター労働安全衛生講座が7月8日より始まった。今回は、安全衛生委員会活動、労働安全衛生マネジメントシス

テム、快適職場、化学物質など問題を絞り、4回シリーズとした。職場で安全衛生活動にこれから取り組もうとする担当者が、参加

をして翌日には活用できるような内容になるように方法に重点をあいたテーマ設定となっている。

8日の「安全衛生委員の活動方法」では、労働安全衛生法における安全衛生管理体制を検討したのち、具体例としてビデオを活用した安全衛生活動の取り組み

例が紹介された。第2回の16日「安全を見る視点」では、労働安全衛生マネジメントシステムとその主体となるリスクマネジメントの方法についての職場での取り組み方が、実例を通して紹介された。具体的な取

り組み例による紹介は受講者に分かりやすく、中小企業での取り組みに直ちに適用できるものだろうかという疑問も呈されるなど、内容がきわめて身近なものとなった。

以降、22日「快適職場

の創造」、29日「化学物質と職場」と続く。会場は、エル大阪11階連合大阪会議室（地下鉄・京阪天満橋駅下車）。参加者は、前日までにセンターにFXを。

外国人労働者の労災解雇で

団体交渉

なにわユニオン

平野

る。

その工場での2人は、決まった担当場所ですっと働くのではなく、今日はこの作業、明日は別の作業と便利に使い回しされる補充要員のようなものであった。そして不況になると真っ先に解雇を言い渡された。工場内の寮も10日ほどの間に引き替えというものであった。Cさんが労災休業中であるということをあまり考慮されていなかった。この会社は業績が落ち込みつつあり今後も整理解雇があこなわれることが予想されるが、今回のユニオンとの交渉で少しは学んで、最低限労基法に抵触しないように改めてほしいのだ。

Cさんの療養は8月まで続く見通しで、その後上積み補償なども追求していきたい。

5月に労働災害に被災し、電話などで労災補償の手続きについて問い合わせをしてきていたペルーア労働者のCさん。会社側は労災請求手続きをしていたのでセンターとしては労災保険制度や請求書の書き方などの説明をする形でサポートしていたが、6月末に突然解雇を通知されたと相談に訪れた。解雇されたのは、Cさんと同僚でやはりペルーア人のDさんの2人で、Dさんについては「明日からこなくていい」という即日解雇、Cさんには7月いっぱい要休業の医師の診断書を受けて、「7月までは労災手続きをするが復帰しても仕事がないので別

の仕事を探すように」というもの。

2人にはなにわユニオンに加入してもらい、ユニオンで団体交渉をあこなった。会社は、平野区の産業廃棄物処理業者で、従業員数80人とそこそこの規模があった。会社側は団体交渉に応じたが、仕事がなく雇用継続が困難なため、解雇予告手当を払って解雇という形で話し合いがつきそうである。また、労災休業中のCさんについては解雇制限期間が終わった後、会社が解雇予告手当などの支払いをするということになった。残業手当の未払いもあり、まだもう少し賃金について交渉を詰める必要があ

6月の新聞記事から

- 6/1 午後4時50分ごろ、富山県新湊市のN K K富山製造所で、クロム鉄鋼を溶解する電気炉の近くで従業員2人が倒れているのを他の従業員が発見、一酸化炭素中毒とみられ、2人のうち1人が死亡、もう1人と発見者の2人は軽傷。
- 6/2 第2次世界大戦時に旧相模海軍工廠でびらん性毒ガスの入りペットなどの製造に従事して健康被害を受けた元従業員5人が国家補償を求めていた問題で、厚生省と大蔵省は毒ガス製造との因果関係を認め、検診費用や毎月の健康管理費用の負担などの救済措置の実施を決めた。
札幌地裁で5月28日に出された「北海道石炭じん肺一・二次訴訟」の判決後、労働・通産省の出したコメントを撤回し患者と遺族への心ある対応を求めて、北海道と筑豊・三井三池じん肺訴訟原告団・弁護団など5団体が申し入れ、交渉を求めた。
- 6/4 兵庫県尼崎市の公害認定患者と遺族379人が、国と阪神高速道路公団を相手取り大気汚染物質の排出規制と約92億円の損害賠償を求めている「尼崎公害訴訟」が提訴から10年半ぶりに結審した。
- 6/5 午後5時20分ごろ、ボリビア東部のサンタクルス市の近郊で、紀宮のボリビア公式訪問を取材していたN K Kアメリカ総局リオデジャネイロ駐在特派員村山智弥さんら3人が乗った小型四輪駆動車が大型トラックと衝突、ボリビア人運転手が死亡、村山さんと助手の日系ブラジル人が意識不明の重体となった。
- 6/7 午前10時50分頃、宮崎県上空約1万メートルを飛行中の那覇発関西国際空港行き全日空492便が、乱気流に遭い機体が急降下、女性客室乗務員1人が転倒して左手首を骨折、もう1人も腰を打って軽傷を負った。
- 6/8 高濃度ダイオキシン汚染が問題になった大阪府能勢町のごみ処理施設「豊能郡美化センター」で働き健康被害を受けたとして、国や焼却炉メーカーの三井造船を相手取って損害賠償請求訴訟を起こす予定の元従業員7人が、大阪地裁に申し立てた証拠保全が認められ、裁判官らが施設をビデオ撮影した。
- 6/15 鳥取県泊村園の国道9号バイパス工事現場で、鉄筋百数十本計10.6トンが落下する事故があり、高架道路の橋脚をたてる穴の中で、パイプ取り付け作業を行っていた土木工事会社「カナ工工業」作業員3人が下敷きになり死亡。
- 大阪府能勢町のごみ処理施設「豊能郡美化センター」の解体工事が始まった。来年3月までに建物以外の汚染物をすべて取り除く予定。
- 6/17 福井県知事は関西電力が福井県高浜原発で導入を予定しているプルサーマル計画について、関電社長に受け入れを正式に伝えた。
- 6/18 厚生省は全国の市町村の一般ごみ焼却施設のダイオキシン排出抑制に向け、国の構造・維持管理基準に適合しているかの総点検結果を公表。1596カ所のうち195施設が基準を満たしていないかった。
- 6/21 環境庁と厚生省は、人間が生涯にわたって摂取しても問題のないダイオキシン類の耐容1日摂取量を、当面体重1キロあたり4ピコグラムとする報告をまとめた。
- 6/25 今年2月東京都品川区のJR貨物線で作業員5人が回送列車にはねられ死亡した事故で、警視庁捜査1課と大崎署は元請けの「京三電設工業」の主任技師井手晴男と見張りを請け負っていた「オリエンタル警備」の警備員岩沢勝利を業務上過失致死容疑で逮捕。死亡した作業責任者1人も同容疑で書類送検。
- 6/28 大阪府発注の下水道工事2件で、資格のない社員2人を法定の作業主任と偽って、石綿除去作業をしたとして石綿工事会社「フミヤ」と業務部長の田中重治容疑者を労働安全衛生法違反の疑いで大阪地検に書類送検した。
2月に東京都品川区のJR貨物線で保守作業員5人が回送列車にはねられ死亡した事故で、東京労働基準局と品川労働基準監督署は監視装置設置などの措置を怠ったとして、「京三電設工業」と主任技師を労働安全衛生法違反の容疑で東京地検に書類送検した。
- 昨年1月にJR東青森駅で、路線の除雪作業をしていたJR貨物作業員4人が列車にはねられ死亡した事故で、青森署は指導監督責任を怠ったとして、東青森駅長と輸送主任、死亡した見張り役の3人を業務上過失致死の疑いで書類送検。また、青森労働基準監督署も駅長と見張り役の2人と東青森駅総括助役、JR貨物を労働安全衛生法違反の疑いで書類送検した。
- 6/29 午前10時40分頃福岡市博多区の「東福第2ビル」地階の飲食店「串揚げ篠」の女性従業員が水没した店に閉じこめられ、レスキュー隊員が救出しがたが、まもなく水死した。
- 午後5時ごろ愛知県伊良湖岬と三重県神島の間の伊勢湾口で愛媛県の津島海運の貨物船「第8東星丸」と横浜市の富士海運の自動車運搬船「日清」が衝突し、第8等星丸は沈没、救命ボートに乗った1人が救出されたが、船長を含む乗組員4人が行方不明。
- 6/30 人材派遣の対象業務を原則自由化する労働者派遣法と民間の有料職業紹介を原則自由化とする職業安定法の改正案が参院本会議で賛成多数で可決、成立した。年内に施行の予定。

腰痛予防に腰部保護ベルト－**楽腰帯**をどうぞ

らくようたい インナー＆アウタータイプ

Relief(リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果

③運動性と快適性



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—
リリーフ	男 リリーフ G	グレー・ブルー -(ツートン)	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 リリーフ L	ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。ミドリ安全(株)製
宇土博医師考案
■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター

●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員 購 読 料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

一封筒・伝票からパッケージ・美術印刷



株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259